

令和8年度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業（ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成）
業務委託特記仕様書

1 業務目的

狩猟免許を有する者を対象として、捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶための講習会を開催することにより、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成を図ることを目的とする。

2 業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

(1) 打合せ

受託者は、講習会開催前に県と打合せを行う。

(2) 講習会開催

受託者は、以下の講習会を1回開催する。

ア 日程

事業期間（契約締結日から令和9年3月31日）中の1日程度とする。詳細は県と協議の上決定する。

イ 場所

新潟県内とし、詳細は県と協議の上決定する。

ウ 参加者

狩猟免許を有する者を対象とし、参加者数は50人程度とする。

エ 内容

次の内容の講習会とし、詳細は県と協議の上決定する。また、内容は初心者向けとする（狩猟免許取得後3年以内程度を想定）。

【午前】室内講義

- ① 狩猟者に必要な知識や技能等（30分程度）
- ② ジビエとして利用するための衛生管理、捕獲方法、適正な処理方法等（1時間30分程度）

【午後】現地視察

- ③ ジビエ処理加工施設の見学等（1時間30分程度）

オ 受託者が行う業務

受託者は次の業務を行う。

- ・ 講師及び見学施設の選定
 - 2 (2) エ①に係る講師は、受託者が行うことも可とする。
 - 2 (2) エ②に係る講師は、県と協議の上決定する。

2 (2) エ③に係る見学施設は、県と協議の上決定する。

- ・ 参加者募集の案内（ホームページ等）
- ・ 講習会の資料作成及び印刷（既存資料を使用する場合は新規作成不要）
- ・ 本業務の遂行に要する一切の費用の支払（室内講義に係る会場利用料、現地視察に係るバス借上料、講師への謝金及び旅費、見学施設への謝金等）
- ・ 講習会参加者へのアンケートの実施及びとりまとめ

(3) 成果報告書及び納品期限

受託者は、業務内容や実施状況についてまとめた書類（1部）及び電子データ（一式）を県に納めるものとする。

3 委託業務の経理

- ① 本委託業務の経費は事業ごとに管理するものとし、事業間での流用は行わないこと。
- ② 事業が完了したときは、事業ごとに成果報告書を提出すること。
- ③ 受託者は、当該委託事業に関する書類及び帳簿を事業終了後5年間保存しておくこと。

4 その他

- ・ 報告、提出、連絡等において、セキュリティ上、フリーメールの使用は認めない。
- ・ 本仕様書に疑義を生じた時又は本仕様書によりがたい事由が生じた時は、受託者と県が協議し、措置を決定するものとする。
- ・ 本業務で得られた成果の無断での転用を禁止する。